

平成25年11月 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区特別職報酬等審議会

会長 ○○ ○○

特別職の報酬等の額について（答申）

平成25年11月6日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた「区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額について」、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

本審議会は、平成25年11月6日、文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、文京区長から、区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）について意見を求められた。

本審議会は、慎重に審議を行い、その結論をこの答申として取りまとめたものである。

2 一般職の給料及び特別職の報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成25年の特別区人事委員会勧告 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
406,788 円	407,376 円	△588 円 (△0.14%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会の「公民較差（△783 円、△0.19%）を解消するため、給料表の引下げ改定を行うべきである」とする勧告に基づき、減額改定を行った。

特別職の報酬等の額についても、特別区人事委員会が一般職の給与に対して0.19%引き下げる勧告を行っていることを十分に考慮し、同等の措置を適用することが必要であるとの結論に達した。

なお、地域手当については、国家公務員の規程がベースとなっているものであり、地方自治体の長等についてはなじまないため廃止すること、地域手当を廃止するに当たっては、地域手当に相当する金額を給料及び期末手当に組み入れること、その結果として年収が増とならないように調整されるべきであるとの付帯意見があった。

(3) 他の特別区との比較

現行の特別職の報酬等を他の特別区と比べると、順位は中位から下位に位置し、その額も平均値を下回っている状況にある。

3 基本的な考え方

特別職の報酬等の額については、以下の点を考慮し、総合的に判断する。

(1) 10月の月例経済報告（内閣府）によると、「景気は、緩やかに回復しつつある。」とする一方、「海外景気の下振れが、景気を下押しするリスクとなっている。」とも指摘している。

(2) 文京区は、着実な財政運営を行っているが、経常収支比率は3年連続で適正水準を上回っている。

(3) 特別区人事委員会により、一般職の給料月額を0.14%引き下げる勧告が出ている。また、期末手当及び勤勉手当については、勧告が出されていない。

(4) 文京区の特別職の報酬等の額は、23区中、中位から下位に位置している。

4 本審議会における議論

(1) 区政を取り巻く社会経済情勢を踏まえる必要がある。

(2) (報酬等の方向性について及び方向性を決定するに当たって考慮したこと)

5 審議結果

本審議会は、特別職の報酬等の額については、()
が妥当であるとの結論に達した。

6 その他

今後、社会経済情勢の急激な変動や他の特別区との均衡の大きな崩れなど、文京区の特別職の報酬等をめぐる状況に大きな変化が生じたときには、本審議会を開催し、額の見直しを検討すべきである。

(その他ご意見等)

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員